

労働者の声を踏まえた「働き方改革」の実現を求める意見書

労働時間は働く者にとって最も基本的な労働条件である。

痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題となっている我が国においては、すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備が求められているが、現在検討されている「働き方改革」関連法案は、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働契約法、雇用対策法と、今の働き方に関する多岐にわたるテーマを一括にするもので、法案ごとに丁寧に取り扱うことが望まれる。

とりわけ、残業時間の上限規制の法制化については、繁忙期特例や、2から6か月までの平均で休日労働を含めて月80時間、1か月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めるなど、極めて不十分なものとなっている。また、健康確保措置の中身についても不明確である。

労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきである。

よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、法制化に際しては、総合的な視点から万全の措置が講じられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
働 き 方 改 革 担 当 大 臣	
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿